

議会運営委員会

平成30年7月6日（金曜日）午後1時30分開会

出席委員（8名）

委員長 吉成伸一
委員 森本彰伸
委員 大野恭男
委員 齋藤寿一

副委員長 相馬剛
委員 佐藤一則
委員 鈴木伸彦
委員 中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長 君島一郎

副議長 山本はるひ

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局長 石塚昌章
議事課長補佐
兼庶務係長 田野恵子
主査 室井良文

議事課長 小平裕二
議事調査係長 関根達弥

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)議会基本条例の検証について
 - (2)その他
4. その他
5. 閉会

開議 午後 1時30分

◎開会の宣告

○吉成委員長 皆さん、こんにちは。

議会運営委員会ということで本日はお集まりを
いただきまして、大変にありがとうございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

いよいよ議会基本条例の検証作業も大詰めを迎
えてきております。本日は、全文、21条というこ
とですので、それらのこれまでの検証結果を、ま
た新たな前回お示しした形で当てはめましたので、
既に一度はざっと目を通していただいていると思
うんですが、皆さんのさまざまなご意見をいただ
きながら、よりよい検証作業をきょうも進めてま
いりたいと思いますので、よろしく願いいたし
ます。

まず最初に確認をしたいと思いますが、資料を
たまたま忘れたという方、いらっしゃらないで
すかね。よろしいですね。

◇

◎協議事項

○吉成委員長 それでは、早速3の協議事項のほう
に入ってまいります。

(1)の議会基本条例の検証について、皆さんに今
回お示ししたのは、2つの資料があると思いま
す。1つがP D C Aサイクルシート集というこ
とで、こちらのカラフルなやつですね。それから、
もう一つのほうが、議会基本条例の検証について
ということで、こちらのホームページのトップペ
ージと同じ、アップされているものと同じもので
すね、議場が載っているほうですね。

まず初めに、こちらをごらんになっていただい
て、これまでの経緯で、こういった形で最終的に

はまとめをやりますというのがここに全て記載を
されていますので、これについて、まず関根係長
のほうから説明を願います。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、資料に基づきまし
て説明のほうをさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。目次が書いてご
ざいます。

2 ページにつきましては、これまでの経緯及び
趣旨が書いてございますので、ご一読いただけれ
ばと思います。

3 ページのほうに移りまして、先日来お示しし
ていますとおり、3ステップ方式ということで、
ステップゼロに当たります事前準備から、ステッ
プ1、2、3と進んでまいります中で、きょうの
作業がステップ2のP D C Aサイクルシートによ
る整備というふうになってこようかと思いま
す。そのまとめたものが、今ごらんいただいでいる最
最終的な報告書的なところになってこようかと思
ってございます。

今後、ここにありますとおり、第三者評価、早
稲田大のマニフェスト研究所を想定していま
すが、そちらにお願いした中で、第三者評価で最終的な
取りまとめ、公表と進んでまいりたい、そんなふ
うに考えてございます。

次に、4ページ、評価区分の設定ということで、
先ほど委員長からありましたとおり、今回、P D
C Aサイクルシート集とこちらの報告書をお示し
しているわけなんです、P D C Aサイクルシ
ート集で評価した内容が最終的にはこちらに収れん
されてくる形になってございます。

評価区分の設定といたしまして、大きく二区分
設定していただいでいるかと思います。

1つが段階評価、ページの上半分ですね。段階
評価につきましては、市民の方にこちらをお見せ

する中で、A、B、C、D、Eというふうに5段階にしていますが、AとBについては、「おおむね達成している」というふうな区分、それから5割以上というふうなところの部分のCについては、「一部達成している」、3割未満、それから3割以下、それと未着手については、「できていない」、そんなふうにとまとめてございます。

A、B、C、D、Eの振り分けの区分ですけれども、既に皆さんのほうで作業のほうをしていたところでありましたが、おおむねこんなふうと考えてみましたというふうなところにつきましては、この緑の帯に書いてあるところでございます。

達成割合の算出方法、原則的なところということで、成果指標に掲げました取り組みが実施されている、または取り組み件数が増加しているものについては、その時点で50%というふうな評価を与え、さらに件数の高、それから工夫、改善の状況により、そこに加点していく、そんな形でパーセンテージをとっているところでございます。

下半分については、もう一つの管理評価ということで、条文の改正の必要性のありやなしやというふうなところを4つの区分で評価していただいたところでございます。こんなところを評価区分の設定として考えてございます。

また、ページ移っていただきまして、5ページには皆様に実施していただきました自己評価シートのひな形になってございます。

6ページには、今回、それをもとに整備しましたPDCAサイクルシートになってございます。

次に、7ページ、少し話が進みますが、本日、サイクルシート、それからこの報告書の内容を確認いただいた後、第三者機関による外部評価を考えてございます。

ステップ1のサイクルシートによる自己評価の

整理が本日の作業でございます。それを早稲田大学マニフェスト研究所様のほうにお送りしました中で、アドバイスをいただくとともに、取り組みや手法の評価をしていただきます。それに対する評価が1カ月から1カ月半で出るということですので、それをフィードバックしていただき、最終的にまたこの報告書にそれを反映させて、完成させていく、そんなふうと考えてございます。

次に、8ページの3、検証作業、まとめというふうなところについてご説明いたします。

この7番の検証作業、まとめは、先ほどの評価区分で申し上げたとおり、段階評価というふうなところの結果と管理評価というふうなところの結果、その2つに分けてございます。

先ほど来申し上げていますとおり、市民への公表というふうなところを念頭に、個別情報を基本単位として、行動、取り組みごとに大きな項目をとって、「おおむね達成している」のか、「一部達成している」のか、「できていない」のかを区分しましたところでございます。

16ページをごらんいただければと思います。

16ページは、今回評価をしました、今申し上げたとおり、評価の単位ごとに表頭の一番右側に段階評価と管理評価をそれぞれ入れてございます。

大項目、中項目につきましては、ステップゼロの中で、どんなふう作業をやっていこうという中で、大きく項目分けしたそのくくりを使ってございます。

例えばで申し上げますと、大項目から申し上げますと、1の市民に開かれた議会、その中の中項目が市民への情報公開と情報共有になってございます。それが、またページ戻っていただきまして8ページのタイトルについていますところが、今申し上げた大項目、それから中項目のタイトルがこのページの一番上に入ってくる。この大きくくり

でそれぞれ評価を出している、そんなつくりになってございます。

大変申しわけありません。また16ページにお戻りいただきまして、この1番の(1)については、項目が8つございます。この中で段階評価を見ていただくと、行動、取り組みに関係してこない段階評価がバーになったものが2つございます。それ以外については、AもしくはBの評価がついてございます。

このAまたはBについては、「主に達成している」になってきますので、この6項目というのが、またちょっと8ページにお戻りいただいて、大変恐縮ですが、「おおむね達成している」というところの6項目という数字と合致してくる、そんなふうに見ていただければと思います。

この「おおむね達成している」の中の項目につきましては、それぞれの条文を、先ほど来申し上げていますとおり、市民の皆様に見ていただく際に、端的に内容がわかるように、文面と申しますか、項目立てを簡略化してございます。見方としては、そんな形で見ていただければと思います。

今申し上げましたとおり、達成状況は、「おおむね達成している」6、「一部達成している」がなし、「できていない」がなしとなっております。

その中で、おおむね達成はしておりますが、この後確認していただきますP D C Aサイクルシートの中で、今後こんなふうな取り組みが必要じゃないかというふうなところにつきましては、大きな三角の矢印で下に向いているところがありますが、この下に向いた緑のところ、例えば公民館などの公共施設でのテレビ中継、SNS、テーマの公募、フォローアップの仕組み、そんなところがP D C Aサイクルシートの中で出てまいりますので、これらについては、状況としてはできていま

すが、今後取り組んではどうかという議運での提言項目、そんな作りになってございます。

同じように、9ページ見ていただきますと、今度は「おおむね達成している」のは1項目、「一部達成している」が1項目になってございます。これもまた16ページに照らしていただきますと、Aが1つ、Cが1つということで、こちらの数字が合ってくるというふうに見ていただければと思います。

それらを受けまして、また緑のところP D C Aサイクルシートに出てくる今後の取り組み項目を掲載しているところでございます。

以降、10ページ、11ページ、12ページ、13、14と、先ほど申し上げたとおり、大項目及び中項目ごとに区分を設けました中で、評価のまとめと今後の取り組み項目を提示してございます。

一覧表を見てお気づきになるかと思うんですが、先ほど申し上げたとおり、評価としては2段階ございますので、1つが段階評価で、もう一つの管理評価につきましては、15ページ、くくりとしては先ほどと同様、大項目、中項目でくった中で、条例の改正の必要のありやなしや、それから廃止する必要のありやなしやというふうなところについて、数を記入してございます。

こちらの状況を受けて、これもP D C Aサイクルシートに出てくるところですが、「条例の一部改正検討あり」としたものについて、緑のところに項目出しをさせていただいたところでございます。

評価シートのところについて説明が以上です。

16ページは、今まで見ていただきましたとおり、評価の単位といたしましては、条、それから項目ごとに段階評価と管理評価を入れてございます。

先日来申し上げていますとおり、前文ですとか、条例の1条については、理念等をうたった項目に

なっていますので、段階評価は入れてございません。

一方、管理評価は、条文改正のありやなしや見ていただくものでありますので、パーとしないで、それについては全て管理評価を入れてございます。

17ページは続きになってございます。

最後の18ページの中で、まとめ、検証、総括ということで、4段階に記載をしてございます。

1つは、議会としての基本的な考え方といひますか、姿勢、それと2番目の星が、現状、こんなことをしていますよということを確認しました。

3番目の星が、課題ということで、ここに挙げましたとおり、市民意見の把握や政策立案への仕組み、そこら辺の課題を3番目の星で書きました。

4番目については、それを受けて、今後こんな対応が必要ではないかというふうな今後の対応、その4段階で総括をさせていただいたところがございます。

最後に、19ページには議運での検証経過を載せている、そんな状況でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、係長のほうから説明をしていただきました。

この中で、何か皆さんのほうからありますか。

具体的には、これらに関して、この後、当然PDCAサイクルシートのほうでチェックをしていくということになるわけですが、この中で特にということになると、18ページのまとめということになるかもしれませんね。

18ページのまとめ、検証の総括、こういった4つの星でそれぞれ段階ごとに来て、最終的には今後の取り組み、検討事項という項目を入れたわけですが、流れとしてはこんな形でやりたいと思うんですけども、大まかこのような形でよろしいですか。

じゃ、副委員長。

○相馬委員 これが市民へ公開するものになるんだろうと思うんですが、早稲田大学マニフェスト研究所による外部評価というのは、この中にどういふふうに、どういう部分で掲載はするのか、それともする予定はないのか。外部評価の関係はどういふふうに考えればよろしいのか。

○吉成委員長 係長。

○関根議事調査係長 早稲田大学マニフェスト研究所の関与に関しましては、1つ、第三者評価というふうなところにかませていますよという話と、今後、マニフェスト研究所のほうでは、今ご説明させていただいたこれとPDCAシートとこれを両方送るつもりでございます。

どんな評価の形をとっていただけるのかわかりませんが、恐らくいただいた提言というか、アドバイスというのか、というものが1ページ入ってくるのでは、そんなふうイメージはしてございますが、何しろどういう評価結果、どういうふうな検証作業になるのか正直わからない部分もございますので、評価をいただいた後、何かしらのページにつけ加える形で考えていきたいな、そんな考えでございます。

以上です。

○相馬委員 わかりました。

○吉成委員長 7ページの第三者機関による外部評価で、ここでステップ3、そしてステップ4、ここですよね。問題はここで指摘されたことに対して、我々、そのフィードバックされたのを、どうまた新たにそこで検討していくかということは、当然指摘されたところは当然載せなくちゃいけないわけですよ。そういう話ですよ。よろしいですか。

○相馬委員 はい。

○吉成委員長 ほかございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 じゃ、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、具体的作業のほうに移ってまいりましょう。

1つのほうの資料をごらんください。

今回のこの進め方としては、もう全て最初からやっていきたいと思うんですね。ですから、先ほど係長の説明の中にもありましたが、段階評価の部分で言うと、評価に適さない当然条文があるわけですから、これらについては管理評価のみということになりますので、それと目を通していただいていると思うんですけども、特にPDCAのAの部分ですよ。アクション、改善ということになりますけれども、それに関しても、かなり今回、我々、委員長、副委員長、そして事務局の皆さんと意見のやりとりをやった中で載せてきていますので、当然この中には、皆さん、ここはこうじゃないかと、こういった意見があると思いますので、これらの意見も含めて、一つ一つ進めていきたいと思っておりますので、その点もよろしく願いいたします。

それでは、最初のページをお開きください。

まずは前文ということになるわけですけども、これに関しては段階評価はバーになっています。評価できないということですね。そして、管理評価に関しましては、2ということになっております。

これらについてはどうでしょうか。皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 PDCAサイクルシートとしては、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせてい

ただきます。

じゃ、続きまして第1条に移ってまいります。目的というところですね。

これについても、事務事業じゃございませんので、段階評価はバーとなっています。そして、管理評価についても2ということになっています。

よろしいですかね。何かございますか。あったらどんどん言っていただいて、お願いします。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいでしょうかね。

ちなみに、管理評価について2ということですから、条文は改正せずに、達成に向けて、今後の取り組みを検討するという項目にはなっているわけですけども。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして第2条、基本理念ということになります。

こちら、段階評価はバー、なし、そして管理評価2。

前文、第1条、そしてこの第2条と全く同じですね。理念的なものですので、こちらもこれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

では、ここからがいよいよ段階評価も入ってきているものになります。

第3条、議会の活動原則、(1)ということになります。

この中では、段階評価がB、管理評価については2ということになります。

プラン、計画ですね、目的と指標ということで、

ここに書かれているとおりで、実施、Bになりますけれども、実施については、このようなことを取り組み内容としてやってきました。その結果、達成度としては、おおむね70%というふうに評価をしております。

検証としては、赤字で書いてある検証の③を見ただけだと、市議会情報公開にかかわる手続等は、明確化されているというようなところを達しております。

あとは、改善ということで、ここに書かれているとおりです。

この中で、皆さんから何かご指摘、ご意見ありましたら、お願いいたします。

どうでしょうか。

係長。

○関根議事調査係長 1点補足説明がございます。

各取り組み内容で見ていただきますと、上のところですね、Pのところ。①番、議会だより等々が書いてあって、最後のほうに矢印で第17条と書いてあります。これは、17条で評価していただくので、ここでは評価しませんというふうな形になってございます。

②につきましても、7条の4で評価します。

結果的に、この③だけが残りますので、Pのところの一番下に書いてある評価③、情報公開制度の整備の明確化がされたというふうな部分が残るので、そこの評価になっている、そんなふうにご理解いただければ、大変助かるところでございます。

○吉成委員長 すみません、その部分を言うのを忘れました。ということです。

当然、この基本条例自体が幾つも重なっていますから、ですから改善点のところでは、この中に同じのが幾つか出てきます。それは同じ、重なっているということでご理解いただければ。

どうでしょうか。特別皆さんなければ、このような形にしますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

じゃ、次に3条の(2)のほうに移っていきましょう。

政策の決定を行うとともに、市の事務執行について、監視及び評価を行うことということになります。

これらについて目を通していただいて、何かご指摘があれば、お願いをいたします。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ここでドゥーの部分の実施ですね。

実際に結果として、今回このように議案質疑の件数であったり、代表、一般質問の人数であったり、それから計画の審査の取り扱いの件数であったり、当然議決事件に関しても載っているわけですね。ここは非常にわかりやすく今回、明示させていただいたということになっています。

これ、すみません、係長。今のドゥーの部分の結果、達成度ということなんですけれども、質問、質疑の増加ということで、50%で、その後の計画の峻別については10%というふうになっているので、そこだけちょっとだけ補足説明をお願いします。

係長。

○関根議事調査係長 最初に、先ほどの報告書の中でご説明させていただきましたとおり、この評価の原則的な大きな考え方を申し上げますと、取り組み内容が実施された、もしくはふえているよというふうなところで50%という評価をしてございます。

そのほかに、件数が非常にふえているとか、大きく減った、そのほかこんな工夫をした、改善をしている、そういった状況を仮定しているところ

でございます。

ただし、本来であれば、青いところのプランのところに目標件数を書いて、例えば議案質疑の件数、500件なのか、数字はでたらめですが、500件というふうな目標を掲げて、あくまで例えばですけども、それが300件だったので、結果的に60%というのが本来の数字的な評価になると思いますが、今回は具体的な成果指標を挙げてない中での評価になってございますので、おおむね10%程度と考えていいのではないかと、そんなところでございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

その前の段階では、10%という表現というのは、実際には数字的はありませんでしたので、30%という表現でしたので、ここで入れている10%というのは、今、係長から説明いただいた、そういった形で数字として出していますので、その辺の理解をお願いいたします。

例えば、アクション、改善の部分なんですけれども、ここで言うところの下の段、今後の方向性で、①、②で、バーがあって、1ということで、議会モニター制度など、市民意見、評価を把握する仕組みの導入を検討するというので、具体的にこういう今回ですね、議会モニター制度というのを入れています。

前回の議運のメンバーだった方々は、芽室町議会とかに、例の議会改革度ランキングナンバー1、連続3年ですかね、というあそこに行かれています方は、多分その際に、視察の際に説明を受けてきたと思うんですけども、あそこはこの議会モニター制度を大分前から導入して、さまざまところで市民の方々のご意見を聞いて、それを議会改革の中で取り組んできているというのがあったわけですね。

後で私も報告を受けたときに、そのようなもの

が一部入っていたんで、この議会モニター制度っておもしろいとは思ったんですが、これらについて、ここでは具体的に入れていません。そういった観点で何かございましたら。

当然、今後の方向性で改善ということがここでうたってきた場合には、我々、この議会運営委員会の中で今後検討していかなくちゃいけませんから、そこも念頭に置きながら、余りハードル高いんじゃないや無理よというのも、もしこの中で、ここまではいいんじゃないのというのがあった場合には、具体的に皆さんから指摘をされないで、ここで残していけば、当然その形で進めていきたいと思えます。

ただし、外部評価の中で、ここはこうじゃないのと指摘があって、そこは削るようなこともひょっとするとこの先あるかもしれませんが、今の段階で、我々はまだ外部評価はわかりませんので、この段階においてこのシートをつくっていく中で、皆さんのご意見等をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

大きく外れていることは当然ないと思うんですね。

それでは、第3条の(2)については、このような形でよろしいですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形とさせていただきます。

それでは、同じく第3条、今度は(3)のほうに移っていきたく思います。

議案を審議するとともに、独自政策の立案及び提言に取り組むことというこの項目になります。

こちらに関しましては、段階評価C、管理評価2ということになっています。

森本委員。

○森本委員 これ、多分打ち間違えかもしれないで

すけれども、1、2、3って、ドゥーのところなんですけれども、上の段の2と3がまるっきり同じになっているんですけれども、多分下のほうは独自政策の提言ですよ。違いますよ。それとも、これでいいんですか。

○吉成委員長 係長、お願いします。

○関根議事調査係長 おっしゃるとおりでございます。

○吉成委員長 ですから、提言という……

○森本委員 打ち間違えですよ。

○吉成委員長 提言ということになりますね。

今の、わかりましたか。

今、森本委員のほうからご指摘をいただいたのは、黄色の実施、ドゥーの部分で、上の取り組み内容のところですね。その②と、それから③が全く同じなんですけれども、この③については提言ということですね。

すみません、ありがとうございます。

〔「政策の提言ですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 ですから、検証、チェックのところ、赤字で②、③見ていただくと、立案と提言と分けていますので、上も同じだということですね。すみません、そのように直していただければと思います。

ここでも、緑色のアクションの部分、改善の部分をごらんになっていただくと、改善点の④に関して言うと、第1段階、課題、問題点の発見、抽出、そして第2段階、調査、研究、第3段階、政策の立案、提言の検討といった仕組みづくりを検討するというので、これは新たにを入れてきますので、これらもこれでいいのか。

それから、その下の今後の方向性についても、ここでもまた1つ、具体的に提案というか、改善点があります。それは④ですね、特にね。独自政策立案、提言のためのマニュアルづくりを検討す

るということです。

これについては、今回、会派代表者会議、そして、その後、会派の皆さんで議論していただいたことがあったと思うんですが、具体的に言うと、当委員会の副委員長のほうが中心となって、那須塩原クラブのほうから提案をされた食育推進条例、それが各会派提案されたと思うんですが、最終的には執行部側が今後つくるということで了解しましたという統一見解は議会として出したわけなんですけれども、現実的に、今後ああいうものがあつた場合に、どういったプロセスを踏んで議会として発議していくか、このシステムが実は残念ながら我が那須塩原市議会にはないわけですよ。

そういったことを考えると、今回すごくいい指摘がされて、じゃそれを改善するためには、今後検討するにはどうしたらいいかということで、ここで1つ提案をしていきたいなということで、この1つ、入ってきております。

何かどうでしょうか。この件では、このような形でよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、第3条3号については、このような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。じゃ、このような形とさせていただきます。

続きまして、今度は第4号になります。議会改革に継続して取り組むことということですね。

なかなかこういう数字、今まで見てきてないと思うんですが、実施、ドゥーの部分の下ですね。結果として達成度、ここで早稲田大学マニフェスト研究所が出している全国議会改革ランキングの点数が載っています。16年度と17年度、それぞれの点数が載っています。このような形で那須塩原市議会は評価されているということですね。

ここで思うんですけれども、この段階評価、Bにしているじゃないですか。Bにしているということは、当然その上にAがあるわけですよね。当然、そのマニ研が出している議会改革度ランキングが全てでは当然ないわけですが、とはいってもです。とはいっても、全国、今回の1,400弱の議会がエントリーしたわけですね。その中で、那須塩原市議会は、今回の2017に関して言えば20位だったというわけですね。2016に関して言うと16位だったと。

〔「15位」と言う人あり〕

○吉成委員長 15位だったということですよ。

それらを考えたときに、Aでもいいんじゃないかというようなちょっと議論も実はあったんですけども、ただ、上は幾らでもあるという考え方をすれば、まだまだ改革は進めなくちゃいけないから、Bでいいだろうということで落ちつきはしたんですが、それらもちょっと考えながら、皆さんのご意見がもしあれば、いただきたいと思うんですが。

森本委員。

○森本委員 課題、問題という中に、これだけ3つの課題があって、取り組んでいくべきものがあるということですから、B評価でいいと思うし、この評価で正しいんじゃないかというふうに思います。

○吉成委員長 ありがとうございます。

何か言っていただけると、司会者としては非常にありがたいです。よろしくお願いいたします。

ここでもアクションの部分の今後の方向性というところの②に関して言いますと、議会活動に参加しやすい環境づくりについて、調査研究を進めるとともに、この下になりますよね。参加した市民からの意見をフォローアップする仕組みを検討するというところで、ここでも1つ、問題提起とい

うか、今後の検討課題を挙げています。

それでは、3条4号については、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形とさせていただきます。

続きまして、第4条に移ってまいります。

議員の活動原則ということで、(1)になりますね。これについては、今、一部の市民、団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉向上のために活動する。これ、段階評価C、管理評価2ということですよ。

この部分で、ちょっと皆さんに聞きたいなと思ったのは、検証、チェックの部分なんですけれども、この上の事業効果の検証ということでは、一部の市民、団体及び地域に偏らないよう意識し、市民全体の福祉向上に向けて行動する自覚が必要であると自己評価していると。

それに対して、課題、問題点というところでは、意識がどの程度行動につながっているのか、市民にはどのように見えているのか把握が困難って、こういう表現をしたんですね。これらについてはいかがでしょうか。

課題、問題点としては、このような表現でよろしいでしょうかね。

当然、それらを受けて、先ほどもありましたけれども、議会モニター制度、それからアンケートの実施など、市民意見を把握する手法の検討というふうにつながってはいくんですけれども、判断は困難って、体言どめしちゃったんですけども、そういった表現しているものですから、この辺で何か皆さんの、表現としてはこういう表現のほうがいいんじゃないのというのがもしあれば思ったんですが、これでいいということであれば、つながるのは間違いなくこのような形になりますんで。

〔「難しい。手法が変わっちゃったけれども」「自覚が必要であると自己評価しているんだから、それをまた評価して」と言う人あり〕

○吉成委員長 もちろん。そのためにアンケートも。森本委員。

○森本委員 これは、結局自分がどうあるか、どうしていくかということ把握するために、市民の意見を把握しなきゃいけないということですね。

あくまでもこの条文内では、自分たち議員が偏ることなく、市民全体に対しての福祉向上を図らなければいけない。でも、その自分たちがやっていることを理解するためには、市民の評価というものが需要ですよということでもよろしいでしょうか。

○吉成委員長 市民がどう見ているかというのを、我々は把握しているようで、なかなか把握し切れてないというところから、この課題と問題点のところで表現をして、赤の①で。じゃ、それを我々がわかるためには、市民の意見がどういうものかわかるためには、手法としては、やはり議会モニター制度であったり、アンケートの実施が必要じゃないかというふうにつなげたということです。

森本委員。

○森本委員 条文自体は、議員自体がどうあるべきかであって、市民にどう思われるかではないわけじゃないですか。それでも、ここであくまでも市民にどう思われるかという部分をここに、チェックのところにを入れるということは、やっぱり自分がどうあるか、やっているかという評価をそこに求めているからという形ですよ。

○吉成委員長 これに関して言うと、条文よく読んでもらえば、市民全体の福祉向上のために我々の立場はあるんだ。結局は、福祉向上のために、どれだけ我々が現実的にやられているかというのを

市民はどう見ているか。それが把握し切れないんで、このような形をとりましょうという改善策として挙げたということです。

佐藤委員。

○佐藤委員 今、委員長が言ったとおりで、やはり我々はやっているつもりでも、でもそれは市民から見たらどうかということで課題がこうなっていて、そのために取り組みはこうやりましょうというんですから、このとおりでいいと思います。

○吉成委員長 ありがとうございます。

そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 じゃ、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、4条1号については、このような形とさせていただきます。

続きまして、4条の2号になりますね。議員は、議会活動を市民に説明する責務を有することということです。

これは、やはり観念的なものでありますので、段階評価はバーとなっております。管理評価については2ということですね。

はい。

○関根議事調査係長 申しわけありません。4条の2号につきましては、項目あるんですが、それぞれ3条と8条にゆだねられているのでバーというふうな意味でございます。申しわけございません。

○吉成委員長 失礼しました。今、係長のほうの説明があったとおりです。

それでは、この号に関してはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、4条の3号のほうに移ってまいり

ます。

これに関しては、議員は、議会が言論の場であり、合議制の機関であることに立脚し、議員間討議を推進することということになっています。

段階評価C、管理評価2ということですね。

実施状況としては、平成28年から委員会において議員間討議を試行的に導入したと。現在に関して言うと、平成29年、昨年度になりますけれども、4件議員間討議が行われてきたというふうな実績ですね。

検証、改善という形をとっていますが、いかがですか。

ここでのこれまで改善の部分の改善点のほうでありますけれども、議員間討議について、どのようなテーマを対象に行うべきか。出された意見の集約をどう反映させるか。どのような手順で行うか、これらについて、議員間討議を行うためのルール、それから仕組みの明確化が必要というふうな形で問題提起していますね。

それを受けて、最初の検証の中でも行いましたけれども、委員会での審査の際の議員間討議の取り組みの現状と課題、そしてその後に関して言えば、本会議での実施が検討、今後はされるべきだというふうになってきておりますね。

どうでしょうか。何かございますか。

副委員長。

○相馬委員 委員長との打ち合わせのときにも出た話なんですけど、この本会議で実施する検討、もちろんハードルが高くなるんじゃないかというお話をしていたんですが、どういうふうを考えるか、もしご意見があったら、伺いたいなというふうに思ったりするんですが。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、副委員長のほうから指摘をいただきました。これまで委員会の中で議員間討議が何度かやられ

てきていると思うんですね。それも、ここでも改善点のところで指摘がされているとおりに、明確にこの議案だから、こういう理由で、これこれこうで議員間討議をやりましょうとか、ほかのルールも含めて、明確なルールがあって議員間討議をやっているわけではないんですね。ある面、その場の雰囲気で作っているというのが現状だと思うんですね。

そういったことを考えると、今の段階で言えばですよ。今の段階で言えば、委員会での議員間討議をもうちょっと充実させると、そこが第一ステップで、その後、それがかなり実施されてきたという状況を見て、その後には本会議でという話になるのかなというのが、今、副委員長からご指摘があって、前も少し意見交換した部分なんですけど、いかがでしょうか。

であればですよ。であれば、ここで本会議での実施を検討するまでは、まだ早いんじゃないかっていうね、最終的な目標はそこにしてもですよ。であれば、ここの部分は削除して、表現をちょっと変えるというようなこともあってもいいのかなという気はするんですが、いやいや、本会議でやるべきでしょうということであれば、これはもうこのままの表現にしておきますけれども。

皆さんが今現在、我々がやっている委員会であったり、本会議はまだやっていませんけれども、行っている議員間討議というものがある充実したものなのかと。ないしは、本来はもっとこういうことも入れて議論すべきじゃないか。議員間討議すべきじゃないかと。そのこのレベルに行っているか行ってないか、皆さんの間隔ですよ、ここっでね、非常に大切なのは。

どうですか。

係長。

○関根議事調査係長 申しわけありません。

最初に申し上げたとおり、この第三者評価をきょうの議論を経てする予定になってございます。できますれば、その中で今おっしゃっていただいたとおり、議員間討議の充実を図るとか、方向性だけは決めていただきまして、細かいところはお任せいただいた中で第三者評価に移ってまいりたいと思いますので、方向性を示すような文言につきましても、ある程度この中でお決めいただければ大変ありがたいな、そんな思いでございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。ということでもあります。

どうしますか。このままの表現でよろしいですか。

〔「いや、本会議の話を検討するは、次のステップでよろしいんじゃないですか。

他の委員会等々で……」と言う人あり〕

○吉成委員長 という今、意見が出ましたが、ということになると、委員会審査での議員間討議の取り組みの現状と課題を検証した上で、より充実した議員間討議にとめるとかという、そんな感じですかね。もうちょっと言葉は選んで。

どうですか。

〔「よろしいかと思えます」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「時期尚早」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、ここでは、本会議は実施検討は除くということで、今の委員会における議員間討議のより充実を図るという形でいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形とさせていただきます。文言については、また事務局と打ち合わせして決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、第4条の4号のほうに移っていき

たいと思います。

議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、みずからの資質の向上に努めることということですね。

これは段階評価B、管理評価2というふうになっております。

行政視察実施というふうなことですよ。行政視察事項が平均で4.6項目、これが平成24年は3項目だったと。それから、各種研修の事項については、平成24年が3.5項目、これが10.4項目という形ですね。ふえてきているということです。ですから、評価としては、70%という評価をしております。

ここに関して言うと、チェックの検証の部分が赤字で2つ、①、②で表現していますが、それ以外については黒ですので、我々が行った評価の中で出てきた意見が全て網羅されているということです。ここに関しては問題ないというか、この表現でいいのかなという気がするんですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきたいと思います。

それでは、ここで10分間休憩を入れたいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、あの時計で35分ということで再開しましょう

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○吉成委員長 会議を再開させていただきます。

では、第5条の委員会のほうに移ってまいりたいと思います。

委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとするというふうなことで、段階評価C、管理評価2ということになっています。

これらについてはいかがでしょうか。

ここは、実施に関しても、それから検証についても、ちゃんと立案、提言となっておりますので、大丈夫ですね。

改善点、それから今後の方向性、これは3条の3号と同じ表現をとっております。

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、今度は2項のほうに移ってまいります。

請願、陳情ですね。これについての提出者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとするということで、実際にここで言うと、ドゥーの取り組みのところになりますけれども、結果、達成度ということですが、平成29年度は2回、内1件、参考人制度を導入しましたということですね。

課題、問題点ということでは、全ての陳情であったり、請願であったり、請願については、当然関係議員がいますから、必ず説明を受けていますが、特に陳情に関しては、この指摘があるように、必ず参考人制度を利用しているわけではないという問題点があると。今後については、今後の方向性については、積極的に提出者の意見を聞く機会を設けることを基本的な対応とするというふうに結んでいます。

これもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をさせていただきます。

続きまして、会派ということになります。

議員は、議会活動を行う会派を結成することが

できるということですから、これも観念的なものですので、段階評価はありません。管理評価は3ということで、これまでどおりとするという改善点と今後の方向性です。

よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 2のほうですね。2のほうについては、会派は、議員の活動を支援するとともに、審議能力の向上のために調査研究を行い、政策立案及び政策提言に努めるものとするということになっています。

ここでは、改めて検証、チェックの部分でこのような形を入れております。

ここで問題になってくるのが、チェックの④になりますね。調査研究がどの程度行われたのが把握できていないと。それを受けて、今後の改善点であったり、それから今後の方向性ということで、赤字でこのような表現をしております。

上の改善点のほうで言えば、チェックの①、②、③、④、調査研究、政策立案及び政策提言などに資する会派活動を自己評価する仕組みを検討する。それらを踏まえて、その下で表現したんですけども、自己評価を行うとともに、年間活動報告書の作成を検討するというふうに今後の方向性のところでは入れました。

自分たちはこれだけの調査研究、それから一般質問でも代表質問でもやりました。それらを含めた会派としての年間の活動報告書というのをつくってはどうかということを提案をしております。

会派については、議会基本条例があっても、会派の結成を見ていない議会というのはたくさん現実にあるわけですね。それらを考えた場合には、会派を結成をしているということであれば、やはり会派での活動というのはこういうものだというのをぜひ市民の皆さんに知っていただくために

は、こういった年間の活動報告書というのは必要じゃないかなということで、今回うたってみました。

この点について、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

じゃ、このような形をとらせていただきます。続きまして、7条のほうに移ってまいりたいと思います。

市民と議会との関係ですね。

これについて、まずは7条、議会全ての会議を原則公開とする。

これは、もうそのままずばりで、公開してきていますので、段階評価A、今後も続けていくということで、管理評価3というふうな形をとっております。

ここにありますように、第7条4項、それらがこの後に出てきますので、ここはこのような形でのよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、2項のほうに移ってまいりたいと思います。

これも、議会は、有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならないということですので、観念的なものですから、それと3条、先ほども言った3条の第1項の1条、それから8条等に関係しておりますので、段階評価についてはバーになっています。それから、管理評価は3ということです。

これもこれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形とさせていただきます。

続きまして、今度は3項となります。

ここでは、参考人制度及び公聴会制度を活用し、

市民の専門的見地または政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとするということですね。

具体的に、ここに取り組み内容ということで、実際には参考人に関して言うと1回、平成24年から28年で0回ですね。

段階評価はC、それから管理評価については2というふうになっております。

この点で何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、今度は4項になります。議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとするということです。

段階評価がA、管理評価3ですね。

ここでは、改善点と今後の方向性ということで、新たに載せている部分になります。

ここでは、チェックの部分、検証の部分の課題、問題点ということで、②ですね。議場コンサートの件ですけれども、この議会の傍聴にどの程度つながっているのか不明というような表現をしております。

森本委員。

○森本委員 これだけ問題点、課題点があつて、評価はA評価。問題点、課題点があつて、改善すべきところがあるけれども、達成しているということにすごく違和感を感じるんですけれども。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、Aと3で、これは私個人として、傍聴というのは、自分の経験からすると、問題があるとき来る。陳情、請願なども、そういう要望があれば皆さん来るんだけど、一応みんな議会があることは情報発信してわかっているので、常に基準がなければいけないということが理想か

どうかはちょっとわからない。何もなければ来ないという。ほかの議会もそういうところがあるので、この程度でここはいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉成委員長 我々の最初にやった評価の作業がありますね。その中で、段階評価、それから管理評価、それぞれ当てはめています、Aと3。これはそのまま入れているんですね。

入れているんですけれども、とはいっても、こういったところは課題としてあるんじゃないかということで、表現、改善点のところになっているんですね。

ですから、課題がいっぱいあるという表現も何かあれですけれども、ただ、我々の評価はもう既にしてしますので、ちょっとこのあたり、少し疑問などところがあるんで、またちょっと皆さんにお諮りしなくちゃいけないことだと思いますけれども、そういうところもありますけれども、基本的には、もう一度やっている評価は変えてはいない。

○鈴木委員 Aではあるけれどもね。

○吉成委員長 じゃ、すばり、例えば、じゃ我々が最初にやったときのこの7条の4項に関して、今後の改善策はということで、どういうふうに言っているかということ、新庁舎では、今までよりも多くの市民が傍聴できるよう、庁舎建設の計画段階から議会も積極的にかかわり、特別委員会を設置し、市民に親しまれる議会を実現していくため提言をしていく。また、傍聴に来庁できない市民のため、インターネット中継の場所や録画配信の対応の改善に取り組むという表現をしているんですね。

それを踏まえて、まず最初に検証のところでのような形で載せて、問題点として、先ほども言いましたけれども、議場コンサートの件であったり、そういったことを載せて、改善はこういうことでしょうかというふうにつなげたということです。

ですから、今後の改善点を具体的にこうですと。それは、前の段階で実際の問題点はこうですよという表現にしたということですね。

山本副議長。

○山本副議長 これをつくったときからいらっやらないですよ、森本議員は。これをつくったときからすると、物すごく傍聴しやすい環境の整備に私たちは努めてきているんだと思うんですね。その結果がここに出ている。でも、傍聴しやすい環境というのは、やっぱりハードの部分も関係しますし、もちろんソフトの部分もあるんですけれども、だからこそ新庁舎にするときには、もっとそれ以上にしようよねってということで、こういう表現になっているんだと思うので、これだけ見ると、少し違和感があるかもしれないんですが、つくったときの経緯からすると、私はこれでいいんじゃないかなというふうに感じますので、理解をしていただければと思います。

○吉成委員長 ありがとうございます。

ここに中村委員がいますけれども、特に議場コンサートなんかは、中村前議長の時代に導入したということで、結構あときはマスコミでも話題になったんですね。

ただ、残念ながら、それが即傍聴者の増加につながったかということ、最初はつながったんですけど、つながったのは、コンサートを聞きに来ていただけだったんですね。その後の傍聴につながったかというと……

〔「もう初めて議場に来たという方が大半でしたね」と言う人あり〕

○吉成委員長 そこで変えたのが、初日の議案説明の日じゃなくて、会派代表質問か、ないしは市政一般質問の初日にしましょう。

〔「午前中ぐらいは何人が来たっていうぐらい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そういうことで、じゃこの項に関してもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

それでは、続きまして第8条のほうに移ってまいります。

議会報告会ですね。議会報告会に関しては、実施、ドゥーの部分は段階評価A、それから管理評価3ということです。

ここで、これはチェック、検証ですので、こういった形を書いていますから、赤くたくさん書いてあるようには見えますけれども、これはそのままずばりの意見ではありませんね。

これに関して、いかがでしょうか。

これはあれですね。実施の部分の結果（達成度）に関して言うと、議会報告会の参加者数の実績平均は97名。

〔「年間」と言う人あり〕

○吉成委員長 いや、平均ですよ。

62名、実績平均97名って、これ、どういう表現だったんですか。

係長。

○関根議事調査係長 申しわけありません。ちょっとわかりにくくて、大変申しわけないんですが、62名は29年度、あと97名は、最初の年、200名近く来ていただいているものがありますので、それらを合わせて、これまでのアベレージで97名程度集めていますという、そういう表現でしたが、ちょっとわかりにくい部分があるかと思っております。表現は工夫させていただければと思います。

〔「62が29年度」と言う人あり〕

○関根議事調査係長 はい、そうです。

○吉成委員長 5月、11月の。

○関根議事調査係長 年間トータル。

〔「平均って書いてあるけれども、年間トータルと、何年間かのこれまでの実績」と言う人あり〕

○関根議事調査係長 1回から10回までの……

〔「年平均なんだね」と言う人あり〕

○吉成委員長 室井さん。

○室井主査 62名って、平成29年は5月は開催してありませんので、改選のあれで。表現としては、平成29年11月というふうに書いたほうがわかりやす……

〔「改選があったからね」と言う人あり〕

○室井主査 実績人数は、先ほど係長が申し上げているように、1回目から9回目までの……

〔「これは9回」「1回当たりっていうこと」「9回の1回当たり」「年間」と言う人あり〕

○関根議事調査係長 いずれにしろ、わかりやすく表現を変えさせていただきます。

〔「5月にやったやつのはトータル、11月のトータルということだね。オーケー」「5月1回、11月1回」「だから、平均すると1回10人だということだね。了解」「違う違う」と言う人あり〕

○室井主査 例えば、1回目は平成25年8月が第1回目ですので、2回目は平成25年11月、3回目は平成26年5月ですね。

〔「6会場で62人ということだね」と言う人あり〕

○室井主査 6会場で1回というカウントなので、それを平均すると97名。

〔「数字上は少ないということだね」と言う人あり〕

○吉成委員長 とりあえず、わかりやすく表現は変えましょう、こっちでね。

〔「基準が、これちょっと」と言う人あり〕

り]

○吉成委員長 見ればすぐ分かるようにね。はい、わかりました。それはちょっと変えさせていただきます。

そのほかどうでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 目的のところ、議会報告会実施要綱に定めるということになっていて、この要綱って、変更したことないんですけど。

例えば、開催場所は公民館に限るとか、いろいろありますよね、縛り。それについて、公民館じゃなくなったんですけど。公民館じゃなくてもできるように……

○吉成委員長 それは、11月からそういうふうにするというふうになっています。

○佐藤委員 じゃ、この検証が終わったあとということですね。

○吉成委員長 そうです。

○佐藤委員 だから盛り込んでないということですね。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 条文の部分は、議会報告会を開催する。2項では、報告に関することは別に定めるという条文ですけれども、今の議会報告会は聞くことを中心としていますよね。その聞いたことに対して、もうちょっと具体的に執行部とのやりとりとか、その執行部とのやりとりの結果をどうしていくのかというのがないと、報告会に関しては、この条文で終わっていくしかないんですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○鈴木委員 そこは、市民が聞くだけで終わるだけの内容のまとめ方になっている……

○吉成委員長 例えば、チェックの部分の課題、問題点で③、赤字になっていますね。市民の意見をどのように執行部に要望したのか、また執行部は

どのように反映されるかのフォローアップがわかりにくい。

○鈴木委員 そういうこと……

○吉成委員長 それらを受けて、市民の意見に対するフォローアップの仕組みづくりの検討が必要。今後の方向性は入れているわけですね。

○鈴木委員 そういうことでいいですね。

○吉成委員長 はい。

その前段としては、改善点のところでは、③で市民の意見に対する議会と執行部の対応をわかりやすく公表するという表現も入れていますね。

○鈴木委員 提言とかそういう言葉はここには出てこないですかね。改善のほうには、提言が足りているということですか。

これは最終的には、そこまで持っていくことを目指しているのではないかなと思って、改善点と今後の方向性のところにそういう提言という言葉何かつけたらいいのではないかなと思って、ちょっと発言させていただきました。

○吉成委員長 実施のところの結果では、平成29年11月、9件、これは報告委員会から提言するとしていますね。

その前の年に関しては8件、実績としてはうたってはいるんですよ。それがまだまだ足りないということであれば、今後の改善点なのか、方向性なのか、その辺で、もし皆さんがそういうこともつけ加えるべきだということであれば、入れればいいんだとは思いますが、今、そういうご意見出ましたが、いかがでしょうか。

森本委員。

○森本委員 私が思うのは、フォローアップという言葉になっているというのは、必ず提言するというだけではなくて、意見を聞いて、それで議員がみずから考えて、提言に結びつけるかどうかという部分もあると思うんですね。そういう部分の

中で、結果、成果として、提言はふえるかもしれませんが、行動としては、フォローアップしていくという行動ということなのかなというふうに理解しました。

○吉成委員長 そのような意見がありました。

市民の意見に対するフォローアップの仕組みづくりの検討というところには、当然それは提言も入っていたり、意見が入っていたり、それらをもっと仕組みづくりをしっかりしましょう。イコールそこには提言がふえる可能性もあるし、そうとは言い切れない部分ありますけれども、市民がどういう意見を出してくるかによって変わってきちゃいますから。

副委員長。

○相馬委員 執行部は、それをどのように、提言をしました。9件提言をしました。それが執行部に要望したのか、また執行部はそれをどのように反映させたのかをフォローアップということなので、要望をしました。それが執行部でどういうふうに、それが要望がどういうふうに反映されたかを検証するためのフォローアップが必要だということで、そのフォローアップは市民と意見交換というよりも、それを聞いて、意見を執行部のほうに要望した。要望したその結果がどうなったかというところまでのフォローアップという、そういうふうな意味にとらえておりましたので、この市民の意見に対するフォローアップの仕組みづくりというのは、市民の意見に対して、市民と議会の間ではなくて、市民と議会が入って、その後、執行部にどういうふうな要望したという、それがどういうふうに反映されたかというところまでの全部のフォローアップという意味なので、これだとわかりにくいかもしれないので、我々として、これしか表現の方法がないので、市民の意見に対するフォローアップの仕組みづくりというふうを書いてあり

ますが、実際には市民の意見をこの議会がまとめて、議会が執行部に要望して、要望されたものが、その後執行部でどういうふうに反映されたかまでのフォローアップ全部をという、そういう意味のフォローアップとうふうにとらえたんですが。

以上です。

○吉成委員長 今、副委員長のほうが補足をしていただきましたけれども、今回のこのつくり自体が、PDCAサイクルシートというのは、チェックして、そのチェック項目に対して、じゃ改善だったり、今後どのような方向性に進めるかというふうにしていくわけですね。

ですから、当然ここで課題、問題点の部分で③の市民の意見をどのように執行部に要望したのか、また執行部はどのように反映されたのかのフォローアップがわかりにくいと。わかりにくいんだから、フォローアップをしっかりしましょうよ、今後やっていきましょうというふうにつながっているということですね。

だから、そこでは議会報告会の中で出されたさまざまな市民の意見が我々はもう伝えていきますよと。でも、伝えたからどうなんだろうというところまで行ってないから、そこを今後はしっかりやりましょうというふうにつなげているということですね。

〔「そういう意味でフォローアップ」と言う人あり〕

○吉成委員長 そうですね。

〔「検討ですかね」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、この8を、議会報告会、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

ただし、先ほどあったように、実施、ドゥーの

部分で、表現がわかりにくいところは、少し改善をしてもらいますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第9条、市長等との関係についてということで、(1)本会議における議員と市長等は、質問または質疑の際、論点及び争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。

これに関しましては、一問一答でこれまで行っていますので、段階評価A、管理評価3ということになっています。

ここでは、検証、チェックの部分で言うと、課題、問題点ということで、傍聴者等にとって議論がわかりやすいものであったか把握できていないという問題点を挙げております。

それらに対して、先ほど来出てきていますけれども、議会モニター制度など、市民意見を把握する仕組みづくりを検討するというような表現の仕方をしております。

じゃ、第9条第1項に関しても、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形とさせていただきます。

続きまして、9条の第2項のほうに移ってまいります。

ここでは、これ、反問権ですね。議長から本会議及び委員会に出席を要求された市長等は、議員の質問に対して反問することができるということで、これも段階評価としては、観念的なものであるので、バーとなっております。管理評価3。

これはこれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

それでは、今度は9条の3項のほうに移って

きます。

これは、文書質問の件ですね。

議員は、会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるということで、実際にこれまで文書質問は行われてきておりませんので、段階評価はEとなっております。そして、管理評価については1です。これは条文自体を今後、改正を含めて検討しようという項目になっています。

これに関して、この文書質問に関しては、会期中なのか、会期外なのかということでの参考事例なんかも皆さんで勉強しながらやってきましたので、この段階でのこの評価に関して言えば、これでいいんだと思うんです。

実際の検討はこの後になりますので、ここで今すぐ検討するという話じゃありませんから、このような表現でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 このような表現とさせていただきます。

続きまして、第10条になりますね。

10条に関しましては、議会審議における提案説明ということで、(1)から(5)、これは当然事務事業評価に当たりませんので、段階評価はバーとなっております。そして、管理評価としては3。

これもこれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、第11条ですね。議決事件の関連になってきます。

これは、自治法で言うところの第96条の2項の議決事件ということですのでけれども、(1)から(5)ということになっています。

これも同じように事務事業評価に当たりません

ので、段階評価はBとなっておりまして。そして、管理評価については3ですね。

ここでは、改善点の部分ですね。今後の方向性ということで、少し一文書かれて、つけ加えられているというのが、計画、評定と概要説明書の策定を制度化するとともに、執行部説明の場を設け、審査内容の明確化と審査精度の向上を図るということで、実際にはこの説明書自体も既に導入はしてきているわけですが、それらもよりわかりやすくということは今後必要だと思います。

これもこのような評価、形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そうさせていただきます。

次が、今度は議員間討議の原則ということになります。

これも既にこの項の前にも出てきていますので、そう変わりはないと思うんですが、ここで言うところの段階評価はC、そして管理評価については2ということになっております。

実績としては50%、件数は少ないということで10%ですね。

課題、問題点、十分に実施されているとは言えない。

改善点、今後の方向性ということで、このような表現をしております。

ですから、やはり……

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 ということになりますね。

じゃ、改めてお諮りいたします。

先ほどあったわけですが、今後の方向性ということでは、一番下の段になりますけれども、導入時期を含めて、本会議の実施を検討するという表現になっていますが、先ほどここを削除しておりますので、ここも全く前項と同じように削除することよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきます。

そのほかについてはこれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

それでは、13条、調査研究ということになりますが、こちらに関しましては、議会は、議案及び市長等の事務に関する調査を行うほか、議員に対し市政及び議会運営に関する課題解決に必要な調査研究を行うものとするということで、段階評価A、管理評価3。

ここで実施のところを見ていただいて、下の結果達成度ですね。行政視察する事項については5.5、それから各種研修の受講ということでは10.5、項目ですけれどもね、これはね。このようなことから、最初の評価もAとなっています。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 すみません。実施、ドゥーの部分の結果、達成度、それぞれ視察に関しても、研修に関しても、平均5.5、それから10.5とありますけれども、これ、年平均の項目で出しているんですよ。

室井主査。

○室井主査 そうですね。こちら、年平均ですね。

○吉成委員長 でいいんですよ。

○室井主査 はい、そうです。

○吉成委員長 これもちょっとあれかな。

○関根議事調査係長 この表現はわかりやすく書かせていただきます。

○吉成委員長 じゃ、これもお願いをいたします。

森本委員。

○森本委員 目的なくていいんですか。

○関根議事調査係長 ここは完全に抜けていますの

で、つけ加えておきます。申しわけございません。

最初のプランの上段にはあったけれども、空欄になっていますので、そこはつけ加えておきます。大変申しわけございません。

〔「言われるまでわからなかった」と言う人あり〕

○吉成委員長 すみません。空欄の部分の別に目的の部分がちょっと抜けておりましたので、これは加えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、13条についても、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、14条のほうに移っていきますね。

政務活動の活用と公開ということになります。これは自治法の100条14項の規定により交付される政務活動費は、議員及び会派の政策立案、そして政策提言、審議能力向上のために活用されなければならないということです。

段階評価A、それから管理評価3。

特に、実施、ドゥーの部分でいくと、結果、達成度に関しましては、適切な用途に活用された割合100%ということです。

それから、その下ですね。大切な部分だと思いますけれども、ネット公開100%しているということです。

強いて言えば、チェックの検証の部分で、それぞれ事業、効果の検証ということで①、②、その下の課題、問題点については、①、②、なしとしておりますが、今度はアクションの部分、改善ということでは、今後の方向性については、3つほ

ど載っていますけれども、その中の②の一番下の終わりのほうになりますけれども、②ですね。これに関しては、さらなる政策立案、政策提言、審議能力向上を図るという表現にしております。

係長。

○関根議事調査係長 大変申しわけございません。これまでの整理としては、プランから始まって、それに対応するもの……

○吉成委員長 これは②の1と②の2にする……

○関根議事調査係長 ③とか、おっしゃるとおり、書き方を整理させていただきます。大変申しわけございません。

○吉成委員長 これまでの表現は、これ、②-1とか、②の……

○関根議事調査係長 ③か、どちらかで整理してまいりましたので、同じように整理させていただきます。

○吉成委員長 じゃ、そこは統一しましょうね。

じゃ、そういうことですので、よろしいですか。

じゃ、この政務活動費については、このような、すみません。1ですね、これはね。まだ1項のほうになりますけれども、これに関してはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、14条の2項のほうに移ってまいります。

議員及び会派は、政務活動費の用途を公表するとともに、説明をする責務を有するというということで、これも段階評価A、管理評価3ということです。

ここで検証の部分で、赤丸、事業効果の検証の赤丸3、③ということですね。領収書等のホームページ公開のさらなる透明性の確保を図られたというふうになっています。

これは平成28年度に政務活動費の公開に関して

の一部見直しがされたわけですけれども、それらを含めて、議会改革ランキング度では多分評価が上がってきている部分だと思うんですね。

ただし、課題、問題点の②のほうにあるように、わかりやすい説明となっているか、市民の意見の把握ができていないという、こういう表現になっています。

それらから、今後の改善点ということでは、やはりこれまでも表現してきていますけれども、アンケートの実施、それから議会モニター制度の導入の検討というふうにつなげているということです。

では、この点に関しましても、このような表現でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 今度は3項になりますね。

議会は、政務活動費の収支報告書及び関係する資料を公開しなければならない。

これは当然公開していますので、段階評価A、管理評価3。

これも特にないと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような表現とさせていただけます。

続きまして、今度は議会事務局のほうに移ってまいりたいと思います。15条になりますね。

議長は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとするということです。

段階評価A、管理評価3ですね。

ここで実施、ドゥーの部分で、結果、達成度、この表現ですね。①、一部のルーチンワークを臨

時職員に担わせたため、正職員が調査機能及び法務機能に充てる時間が増加と。

ルーチンワーク、これ、よく使われる言葉なんでしょうか。すみません、私聞いて。

係長、ルーチンワーク。

○関根議事調査係長 通常事務と申しますか、繰り返しの単純作業というところで使われることが多いかと思いますが、わかりにくいようであれば、それらの言葉に置きかえようと思います。

〔「一部の事務でいいんじゃないですか。

単純は要らないんじゃないですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 簡単な事務というか、ふだん行われている事務とか。

〔「事務でいいんじゃないですかね」と言う人あり〕

○関根議事調査係長 ここら辺は、皆さんでお決めいただいて……

〔「単純事務ってどう」と言う人あり〕

○吉成委員長 簡単な事務という表現は絶対しないと思いますので……

〔「事務でいいんじゃない」と言う人あり〕

○吉成委員長 通常事務。どうなんですかね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 いやいや、皆さんにお諮りしたのは、このルーチンワークという表現がいいなと思った、実は私はいいなと思ったんですけれども。

〔「いいと思います。文言を変えたりしない方がいい」と言う人あり〕

○吉成委員長 皆さんがどうかなと思ったんで、ちょっと聞いた……

〔「これ、単純作業の事務っていうのはだめじゃない」と言う人あり〕

○吉成委員長 いや、そういう表現は絶対しないで

す。

[発言する人あり]

○吉成委員長 どうでしょうか。

最終的に市民が議会につなげて、ひらげて見たときにという、ここで明確に評価までわかりませんけれども。

[「市民には開かれていますと思いません」と言う人あり]

○吉成委員長 いやいや、市民が見てくれるかどうか、これ自体を公表したときに。

[「ああ、見たとしても」「これでわからないんですか」「わからない」「でも、見るか見ないかによって、その言葉を考えるということはおかしい」と言う人あり]

○吉成委員長 いや、見るか見ないかじゃなくて、見るが大前提です。

[「使用した場合に、ルーチンワークって、一般的に市民が使ってない。そうしたら、開かれた議会を目指しているのに、開かれてないんじゃないですか」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、これは「事務」というような表現に変えますか。一生懸命考えていただいたんですが、よろしいですね。

じゃ、「事務」というような表現に変えましょう。よろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 もうここでもあれですよ。

改善のところでは幾つかありますからね、この辺。どうでしょうかね。

[発言する人あり]

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 すみません、改善が臨時職員フルタイム化して書いてあるんですけども、本来であ

れば、正職員を1人ふやしてくれって要求すべきなんではないですか。これは定員の関係でできないので、こう書いてあるんですか。

これ、とても市民の人に理解がしにくいんじゃないかなと思うんですけども、単純作業だから、それ、臨時さんでいいよという考え、でも5時間じゃ短いから、8時間いてねっていう、ちょっとこの辺よくわからなかったんですけども、こういうものを表に出していいものなのか。要求するのは臨時職員しか要求できないのか。

○吉成委員長 はい。

○関根議事調査係長 条例上は、たしか8名になっていますので、条例の是非も含めて問かけるといふような視点を持つのか、あくまで現行制度の中で考えるかというところで、まず大きく考えが分かれるんじゃないかと思われま。

[「難しいんだね」と言う人あり]

○吉成委員長 8名以上ですね。

[「8名だね」と言う人あり]

○吉成委員長 8名。

○関根議事調査係長 定員の条例としては8名。

[「ふやせないんだね」「でも、仕事が多いから、臨時さんが欲しいねっていうこと」「そういうこと」と言う人あり]

○吉成委員長 局長。

○石塚事務局長 確かに基本条例の中の議会事務局の機能強化、充実という部分からいくと、臨時職員という表現は適切とは言えないかもしれないですね。私も言われて初めて気がついたんですけども、それならば、今の職員のもっとスキルアップを図るとか、そういう表現でしておいたほうが、どちらかというと無難なのかなという感じはちょっと受けました。

[発言する人あり]

○吉成委員長 これ、関根係長とも、この件じゃな

いですが、話をしたときに、その事務事業評価に関して、数値を上げることが全てなのかというようにちょっと話をしたことがありましたけれども、そういうことを言うと、これ、もうフルタイム化というのは数値なんですよね、考えてみるとね。

それが、だから表現としてどうなのかって、確かに今、指摘があったようにありますよね。

〔「フルタイム化ということは、正社員化みたいな話ですよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 当然そう。

〔「臨時職員というのは、あくまで臨時なんですよね。暫定的で」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、これはどうしますか、表現として。

例えばですよ、チェックの検証の部分の課題、問題点の①に関しては、この表現でいいと。臨時職員が短時間勤務であるため、効果が限定的であるというこの表現が、臨時職員というその言葉自体もどうなのかという……

〔「正職員をふやすことはできないの」と言う人あり〕

○吉成委員長 いかがでしょうか。

○関根議事調査係長 このシートのづくりが、①番、青いプランに掲げたものをどうフォローアップしていくかというふうなことになりますので、先ほど局長から提案があったような形で、職員のスキルアップですとか、そういうものにするよということであれば、この青いところのプランを1つに絞り込みをさせていただいて、全体的な機能向上、スキルアップというふうなところにやっていくということも、1つやり方かなと思います。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 じゃ、皆さん、ちょっとよろしいですか。

局長のほうからもお話があったように、この「臨時職員」という表現自体がどうなのかという話がありました。

これを例えば違う表現に変えた場合には、要はドゥーの部分も、チェックの部分も、アクションの部分も変えないといけなくなってくるわけですよ。

じゃ、そこは今後、事務局並びに我々正副委員長で検討させていただいて、文言変更するということがよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、ほかはこれでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

続きまして、第16条ですね、議会図書室。

これは当然段階評価はできませんので、バーになっています。そして、管理としては2ということで、よろしいですね、これでね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 2項のほうですね。ここは少し疑問があるかな。

第2項については、議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとするというふうになっております。

実際に実施として、今現在、結果としては、約1,250冊あるわけですね。ここで段階評価はAかB、管理評価は2ということになっております。

ここ、ちょっと皆さん検討していただきたいということですので、このような表現にしているんですけども、最初の我々の検証の中では、これはAなんですよね。そのAの理由としては、自治法でうたわれていて、図書室があるんだから、設置されているんだからいいでしょうというのが最初の評価、段階評価としてAをつけたわけです。

ただ、そういうことであれば、今回もAでいいんだと思うんですが、調査研究に使われてないと、そういう意見だってあったわけですよね。

ただ設置してあれば、それでAでいいのかということになってきて、結局、どうしてこういうふうになったかという、その後のチェック、そしてアクションとなっていくと、もう真っ赤になるわけですね、こういうふうですね。

それこそ先ほど森本委員が指摘があった項目がありましたけれども、その辺にしても、ここは余りにもですね、さまざまなことがあるものですから、その辺を含めて、ちょっと皆さんで検討を加えていただいて、最終的な結論を出していきたいと思うんですが、ご意見あったらお願いいたします。

どうでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今、委員長のおっしゃるとおりであって、最初の評価の仕方が、設置してあればいいということでA評価をしたと思うんですけれども、その後、いろいろなことをずっとしてきたときを考えれば、Aではないと思います。BなのかCなのかはちょっとわからないんですけれども。

[発言する人あり]

○吉成委員長 ですから、最初の検証シートの中では、自治法の100条でしたっけ。

[「あればいいっていうこと」と言う人あり]

○吉成委員長 あればいい。だから、その後の今後の改善策というのも指摘はしてないんですよね、これに関して言うよね。

もっと言うと、新庁舎ができた段階で、これ自体は充実するだろうというのがあって、このような表現に実はなっているわけですね。とはいっても、今現在、ほとんどの利用がされていないことで、

評価としてAでいいのかということなんですよ、森本委員。

○森本委員 条文の中にも「充実に努めるものとする」という部分があるんで、そういう意味では、充実に努める、ただあるだけでいいということではなくて、B評価のほうが適当なのかなというふうに思います。

○吉成委員長 具体的にBがいいんじゃないかという表現をしていただきました。

[発言する人あり]

○吉成委員長 このところのチェックの部分、見ていただきたいと思うんですけれども、事業効果の検証に関しても、例えばスペースも余りないし、それからパソコンなども当然置かれているわけじゃないわけですよね。それらから言って、資料が、そして設備面も十分ではないという検証結果がある。

今度、課題に関しても、同じように、それに対してこういう課題ですよと挙げて、改善点、今後の方向性ということでも、やはりこういうことが必要でしょうとなっているんで、どうですかね、皆さん。

山本副議長。

○山本副議長 先ほどのときには、これをつくったときよりも向上しているのということだったんですが、図書室については、10年前と全く変わっていないような状況だと思いますし、最初の検証のときには、A、B、C、Dって4つの評価に分かれているんですね。そういうことを考えますと、皆さん、何となくAと書いているところでも疑問だっという文章もあるし、これはBでいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉成委員長 実際問題として、図書室に関しては、事務局の皆さんが本の整理をしたり、使いやすくはしてくれているのは事実なんですよ。

ただ、それを利用しているかといったときに、なかなか利用する方は少ないということだと思います、確かに。

鈴木委員。

○鈴木委員 図書館を充実させるためには、議員がどういう書籍、資料等を欲しいのかという調整をして、例えばですよ。うちは金子議員がわざわざ会派で地図を買ったとか、それからよその自治体の何か取り組みなんかを事務局へ行ってわざわざ調べてもらっているというのがあるんですけども、ああいうのが図書館にあれば、事務局の手をわずらわせず、行き先とか取り組み、それからよその自治体の何かいろいろなデータが図書館にあれば、今後の質問に対する我が市とよその自治体の違いみたいな資料みたいな、議員に聞いて、それを取り寄せてほしいとかというと、図書館に行くという資料があるからというふうになってくるんだと思うんですけども、聞かれたこともないんで、あれが当たり前と思っていたんで、そういったことに取り組んで、議員にとって使いやすい図書館ということを検討していく必要がある。そういうことをちょっと出していただく……

○吉成委員長 その点に関しては、改善点の部分でもうたっていますように、議会で使用したい資料や入手が比較的困難な、これは専門性、それから価格的にも非常に高いと。そういった資料に関することに特化するというような項目を入れていきますし、それから設置資料をデータで検索、要はデータ検索システムを今後は検討すべきだというようなことをうたっているんで、そこはうたわれていると思うんですね。

○鈴木委員 そういうふうに変わって……

○吉成委員長 じゃ、今、皆さんからご意見をいただいた中で、段階評価に関してはB評価ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、これはBでまとめさせていただきます。

そのほかの点については、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのほかはこのとおりとさせていただきます。

それでは、続きまして広報広聴機能の充実、17条になりますね。

議会は、市民の意向の把握及び多様な広報手段を用いた情報提供に努めるものとするということで、段階評価B、管理評価1というふうになっています。

初めに、管理評価から触れたいと思うんですが、これは平成28年度7回行われた議会運営委員会主催による研修会において、中村健先生のほうからご指摘をいただいた、先に我々議員が聞くほうが先でしょうと。聞いた上で、その後に検討をさまざまなことをして、今度は議会としての広報をすべきでしょうということで、そういったことが意見としてまとまったので、管理評価は、これ、条文の見直しということになりますので、1としたということですね。段階評価においてはB、このような形をとっております。

それでは、皆さんからこれに関しましてご意見があれば、お伺いしたいと思います。

どうでしょうか。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 じゃ、これ、ちょっと把握していない部分あるみたいですので、検証チェックの部分の課題、問題点のほうですね。その②の1、スマートフォンやタブレットなどでは中継が閲覧できないということで、これ、指摘が前にも傍聴者の方からたしかあったんですよね。今後改善しまし

ようということなのですが、ちょっと経緯を。

係長、お願いします。

○**関根議事調査係長** お話が委員長からありましたとおり、通常のパソコンであれば、家庭用、庁内ももちろんですけども、家庭用のパソコンで中継が閲覧できることはご存じのとおりでございます。

ただし、お手持ちのスマホ、タブレットですと、システム上、現在は閲覧ができない状況となっておりますので、これも委員長先ほどあったとおり、それが昨年度傍聴者の方からご指摘があったという中で、今年度その対応する予算を確保していますが、現状できてございませんので、今後そこは改善していきますよというふうな取り組みに掲げた、そんな状況でございます。

○**吉成委員長** そういうことでございます。

これは、県議会でも、よその議会はもう既に関連、開けるようになっているんですけども、そういうことを含めて、今回改善されるということです。

どうでしょうか。どこかご指摘はありますか。

〔発言する人あり〕

○**吉成委員長** それでは、17条の広報広聴機能の充実については、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** それでは、これに関しましては、また議会運営委員会の中で条文、特にこの見出しの部分に関しては協議をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第18条、政治倫理条例になりますね。議員の政治倫理ということになります。

これは、段階評価A、管理評価が3ということでもあります。

実際に実施をしたドゥー部分で言うと、倫理条例を制定をいたしました。就業等の報告書、それ

から資産等の報告書も義務づけられています。それから、政治倫理審査会の設置がされています。結果として、このような形、全員が100%それぞれ就業等報告書、それから資産等報告書は提出をしているということですね。違反もないと。

これは、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、第19条、議員定数ですね。議員定数について。

ここで言うと、チェックの検証での問題点ということで、1つ挙げています。人口、それから類似団体との比較検討等を行う時期に関するルールがないというふうに載せています。

今後の方向性に関して言うと、4年に一度の調査を行うというふうに載せているわけですね。

これも皆さんのご意見があつて、このような形になっていますので、これはこれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** じゃ、このような形とさせていただきます。

続きまして、第20条のほうになります。議会制度及び運営の見直し。

議会は、制度や運営の方法について、継続的な見直しを行うものとする。

段階評価A、管理評価3です。

実際に実施、ドゥーの部分でいくと、結果、それから達成度ということでは、電子表決システムの試行導入ですね。

それから、タブレット端末導入、これは平成31年度実施計画計上。

〔「執行部と一緒にということですよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 ですよ。

それから、今もう明示を、ここにありますけれども、名札表示をしております。

どうでしょうか。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 それでは、さまざまご意見ありましたが、20条についても、このような表現でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような表現とさせていただきます。

それでは、最後になりますね。21条、条例の見直し。

議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成しているかどうかを検証し、必要と認める場合は、適切な処置を講ずるものとする。

段階評価A、管理評価3となっております。

検証の実施、マネジメントサイクル検討については、ここでは80%という表現をしております。

補足説明を係長、お願いします。

○関根議事調査係長 先ほど来申し上げてまいりますが、今回の段階的評価の基本的な計算方法につきましては、実施のみで50%としてございます。

そのほかのプラスアルファを残りの50%の中で見ているわけなんですけど、今回、インターネット等々でお調べした中では、外部評価をやっているところも相当少ないですし、こういった形でマネジメントサイクルの形式で評価しているところも少ない。言ってみれば、先進的な取り組みをしているんだろうという中で、残りの50%について、半分以上の評価をしていただいでよろしいのではないか、そんな思いで30%とつけまして、合わせて80%の評価というふうにつなげたものでございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。ということ

です。

ですから、実際に最初のあれはあれ。この検証作業の中では、PDCAサイクルシートというのはつくることにはなっていないんですけども、改めて中村健先生からのご指導等もいただいた中で、今回新たにPDCAのサイクルシートもつくる。これも全国的には余りやられてない。

それから、当初から外部評価に関しては、もうやるということで決定していましたが、現実的には、外部評価を入れている議会も少ないということで、先ほど説明のとおり、途中ではありますけれども、80%という表現をしたということですね。

じゃ、これらについても、このような表現でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、第21条についても、このような表現とさせていただきます。

それでは、(1)の議会基本条例の検証については終了させていただきます。

ただ、ご指摘があったところが幾つかございますので、改めてその点については見直しをして、それででき上がったものを改めて皆さんにお示しをする、そのような形をとりたいと思いますので、その点、ご了解よろしくをお願いします。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、続きまして、(2)のその他のほうに移ってまいりたいと思います。

その他で皆さんから何かありますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 じゃ、私のほうからご報告をさせていただきます。

7月20日が議員全員協議会になっています。議員全員協議会の際に、この現在行ってきた議会基本条例の検証の経過報告をさせていただきます。

思います。

我々議会運営委員会は、これまで何回もこの検証作業を行ってきたわけですが、それぞれ会派の会員の方々には皆さんから説明はされているんだとは思いますが、ここで一度経過報告ということで、検証作業を実際に行っている議会運営委員会のほうから報告をさせていただきたいと思いますので、その点、了承をよろしく申し上げます。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきます。

じゃ、(2)のその他はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕



◎その他

○吉成委員長 それでは、大きな4のほうのその他に移りたいと思います。

その他について何かございますか。

副委員長。

○相馬委員 先ほど検証シートの中にもありましたように、今後の政策立案、それから政策提言、それからさまざまなそういうものの会派からの提案というものをどういうプロセスでやっていくかということは、今後検証するという事だったと思うんですが、今後、うちの会派としては、例えば子ども議会をやるとか、さまざまな提案が予定をされておるんですが、そういったものをどのぐらいの時期にどういう方法で提案をさせていただいて、どういうふうな決定方法をするのか、それをいつまでに決めていただけるのかあたりを今後皆さんにご検討いただいて、早目に決定をさせていただきたいというふうに要望させていただきます。

恐らく平成26年度の明けた1月、平成27年の1月に10周年記念事業というのがスタートしていると思うんですが、今後、そうすると平成31年の明けた1月から15周年ということになるので、15周年記念イベントとして、さまざまな提案を会派のほうから議運のほうに言ってくれというふうなことは言われておりますので、今後そうした提案を出していくためのどこにどういう順番でどういうふうに提案書、それから提案内容等を提出していったらいいか、皆さんご検討いただいて、早目にご決定をいただけるようお願いいたします。

○吉成委員長 今、副委員長のほうから、先ほども多少触れた部分であります。政策提言であったり、それから事業の提案であったり、そういったものをどこで吸い上げて、それを形にしていくか、そのルールづくりであったり、それからサイクル、それらも必要だということで、これに関しては、今、オブザーバーで議長が出席をさせていただいておりますので、会派代表者会議の中でも一部出た経緯があるんで、ちょっと議長のほうから触れていただけますか。

○君島議長 何を。

○吉成委員長 政策提言で、そういう委員会なり、それからサイクルをつくるべきだという提案なり。

○君島議長 議論されてないですよ、それね。

○吉成委員長 いや、代表のときにありました、今回の。

○君島議長 広く提案されたのがありますけれども、提案されて、検討した部分はありますけれども、それを具体的に今言っているようなルールづくりとか、その話までは行ってないんじゃない。

○吉成委員長 行ってないけれども、提案されているでしょう、現実には。

○君島議長 提案はされていますけれども、今聞かれている部分については、何も代表者会議やって

いないですね。

○吉成委員長 具体的な議論はしてない。

○君島議長 だから、何をしゃべっていいのか。

○吉成委員長 そういう意味ですね。わかりました。

これに関しましては、今回の検証作業の中でも、今後検討しなければいけない事項として挙がっていますので、それらについては、今、副委員長のほうからお話があったように、どの段階でどうするのかというのは、まだ明確には当然なりませんけれども、なりませんけれども、それらについても、当然検討は進めなくちゃいけない事項になりますので、進めるということによろしいですかね。

○相馬委員 早目にお願いいたします。

○吉成委員長 早目ということですので、なるべく早目に進めるような形をとっていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきます。

そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 じゃ、事務局のほうから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 ありませんか。わかりました。

次回についてはどうなりますか。

○関根議事調査係長 きょうのお話でいけば、マニフェスト研究所のほうでの作業時間が1カ月から1カ月半ということなので、細かいところは正副委員長さんと相談させていただいた中で、まずはお送りさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、その状況を踏まえて、この検証については、次回の段取りをさせていただければと思っています。

以上でございます。

○吉成委員長 じゃ、次回、今明確にちょっと何日ということは提示できませんので、今後の流れによって開催を決定していきたいと思っておりますので、その点、ご了承をお願いします。

じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を終了させていただきます。

長時間にわたっての審議、議論、大変にありがとうございました。

閉会 午後 4時04分